

令和3年度 足立区国民健康保険運営協議会 資料

開催日時：令和4年2月24日（木）午前10時

開催場所：東京芸術センター21階 天空劇場

I 審議事項

(I) 足立区国民健康保険条例の一部改正について

資料1	令和4年度国民健康保険料率等の算定について	1
資料2	特別区統一保険料率等（案）の推移について	6
資料3	令和4年度国民健康保険料試算について（医療分＋支援金分）	7
資料4	令和4年度国民健康保険制度の改正について	9
資料5	足立区国民健康保険条例改正案の概要について	11
	足立区国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表	14

(II) 足立区柔道整復療養費案件調査委員会条例の廃止について

資料6	足立区柔道整復療養費案件調査委員会条例の廃止について	25
-----	----------------------------	----

II 報告事項

1	保険料の収納状況及び収納率向上に向けた取り組みについて	26
2	ジェネリック医薬品の普及について	29
3	特定健診・特定保健指導の実施状況について	31
4	国民健康保険業務外部化の進捗状況について	32
5	新型コロナウイルス感染症対策について	34
6	高額療養費支給申請手続きの簡素化について	34
7	国民健康保険被保険者数及び一人あたり医療費の推移について	36

III 足立区国民健康保険運営協議会委員名簿

委員名簿	37
------	----

I 審議事項

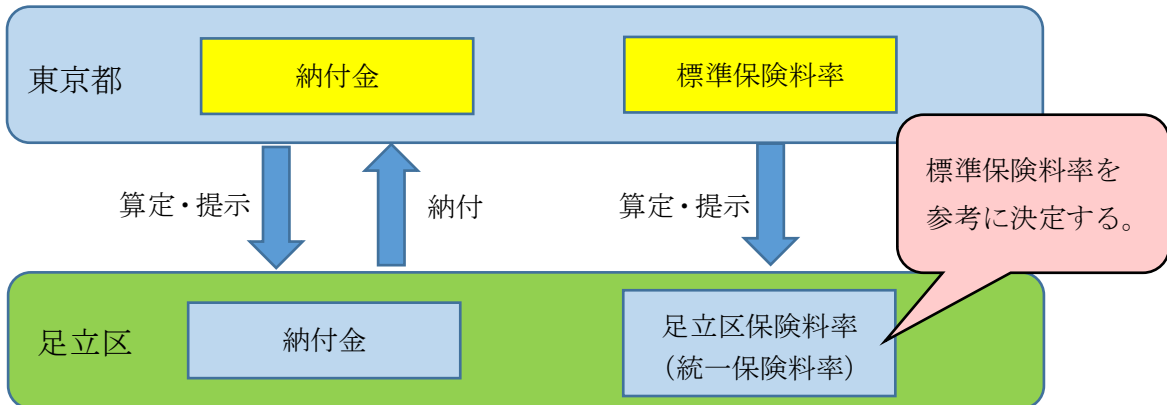
(I) 足立区国民健康保険条例の一部改正について

1 保険料率の算定について

平成30年度の制度改革（広域化）以降、東京都が財政運営の責任主体となったことに伴い、東京都は各区市町村の医療費水準、所得水準、被保険者数に応じて「国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率」を算定・提示する。

区市町村は、東京都が算定・提示した納付金を納付するとともに、納付金を納めるために必要な費用として標準保険料率を参考に区市町村の保険料率を決定する仕組みへと変わった（図1）。

図1 東京都と区市町村との関係図



この度、東京都から令和4年度国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率が表示されたことに伴い、特別区統一保険料率案及び足立区の保険料率案を報告する。

2 東京都による令和4年度国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率の算定

(1) 令和4年度国民健康保険事業費納付金（一般被保険者分）【足立区】

単位：円

区分	医療分	支援金分	介護分	合計
3年度	13,816,157,863	4,610,960,305	2,148,289,057	20,575,407,225
4年度	15,021,940,324	4,384,694,366	2,073,738,260	21,480,372,950
前年度比	+1,205,782,461 (108.73%)	▲226,265,939 (95.09%)	▲74,550,797 (96.53%)	+904,965,725 (104.40%)

※令和4年度の退職被保険者見込数は0人であることから、退職被保険者等分の納付金は、医療分、支援金分、介護分のすべてにおいて0円

(2) 東京都による令和4年度標準保険料率（足立区）

【医療分+支援金分】

区分	医療分		支援金分		合計	
	所得割 (%)	均等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)
3年度	7.47	43,901	2.63	15,092	10.10	58,993
4年度	8.43	49,653	2.55	14,581	10.98	64,234
前年度比	+0.96	+5,752	▲0.08	▲511	+0.88	+5,241

【介護分】

区分	介護分	
	所得割 (%)	均等割 (円)
3年度	2.72	19,869
4年度	2.58	18,746
前年度比	▲0.14	▲1,123

【合計(医療分+支援金分+介護分)】

区分	所得割 (%)	均等割 (円)
3年度	12.82	78,862
4年度	13.56	82,980
前年度比	+0.74	+4,118

(3) 令和4年度標準保険料率に基づく一人あたり保険料額（介護分含む）

	東京都	足立区
3年度	157,351円	148,306円
4年度	167,042円	158,044円
前年度比	+9,691円 (106.16%)	+9,738円 (106.57%)

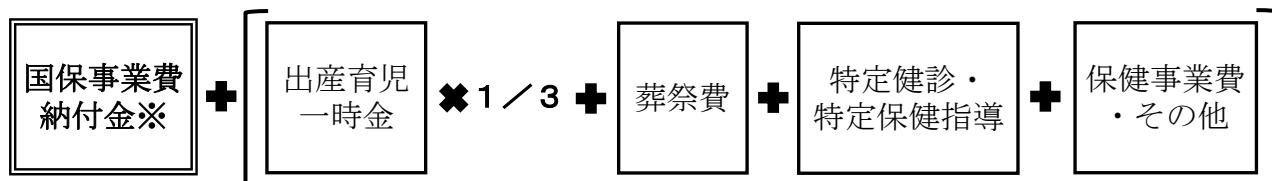
(4) 一人あたり保険料増額の要因分析

- ・ 高齢化の進展や医療の高度化に加え、新型コロナウイルス感染症に関する診療報酬の特例措置などの特殊な要因により「一人あたり医療費」が増加した。
- ・ 令和2年度決算剰余金（約155億円）を東京都の令和3年度医療費の不足分に充てるため、令和4年度納付金の減算に活用できなかった。
- ・ 国・普通調整交付金（医療分）の交付額が大幅に減額した。

3 特別区統一保険料率案の算定

(1) 特別区における保険料算定の基本的な考え方

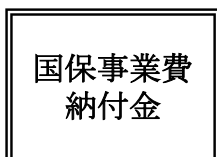
ア 医療分賦課総額



※高額療養費等の全額と審査支払手数料を算入

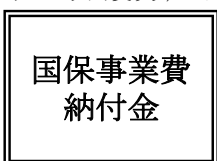
国保事業費納付金に、出産育児一時金の1/3、葬祭費、特定健診・保健事業費等の費用の一部を加算し、特別交付金や法定内繰入金等の特定財源等を減算した額を賦課総額とする。

イ 支援金分賦課総額



国保事業費納付金から、特別交付金や法定内繰入金等の特定財源等を減算した額を賦課総額とする。

ウ 介護分賦課総額



国保事業費納付金から、特別交付金や法定内繰入金等の特定財源等を減算した額を賦課総額とする。

- ※ 40～64歳の被保険者に限り介護保険料を徴収する。
- ※ 国の諸係数等に基づき、原則、特別区共通の均等割額を設定する。
- ※ 所得割率は、各区で算定する。
- ※ 4年度の賦課割合（所得割：均等割）は、58：42とする。

(2) 特別区独自激変緩和の措置について

特別区では、制度改革の影響により保険料の急増を抑制するため、6年間で激変緩和措置期間として、平成30年度から納付金総額の94%を賦課総額とする独自の激変緩和措置を講じている（図1）。以後、毎年度原則1%ずつ引き上げ、段階的・計画的に保険料率を設定している。

しかし、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う特殊な社会情勢を鑑み、本来97%とするべきところを令和2年度と同じ96%に据え置くことで保険料負担の抑制を図った（図2の※1）。一方で、特別区独自の激変緩和措置期間については、当初の予定どおり6年間で維持することとしている。

令和4年度は、本来の97.3%（令和3年度を96%に据え置いたことで毎年度1.3%ずつ引き上げることとなった）、激変緩和措置期間6年間での保険料算定をベースとしながら、新型コロナウイルス感染症の影響による医療費の急騰などの特殊要因を考慮し、医療分のみ92.3%とする特例措置を講じた。

支援金分と介護分については、納付金額が対昨年度比で減額となっていることから、本来の97.3%を適用することとし、全体では94%相当の独自激変緩和措置となった（図2の※2）。

図1【特別区独自激変緩和措置（当初）のイメージ図】

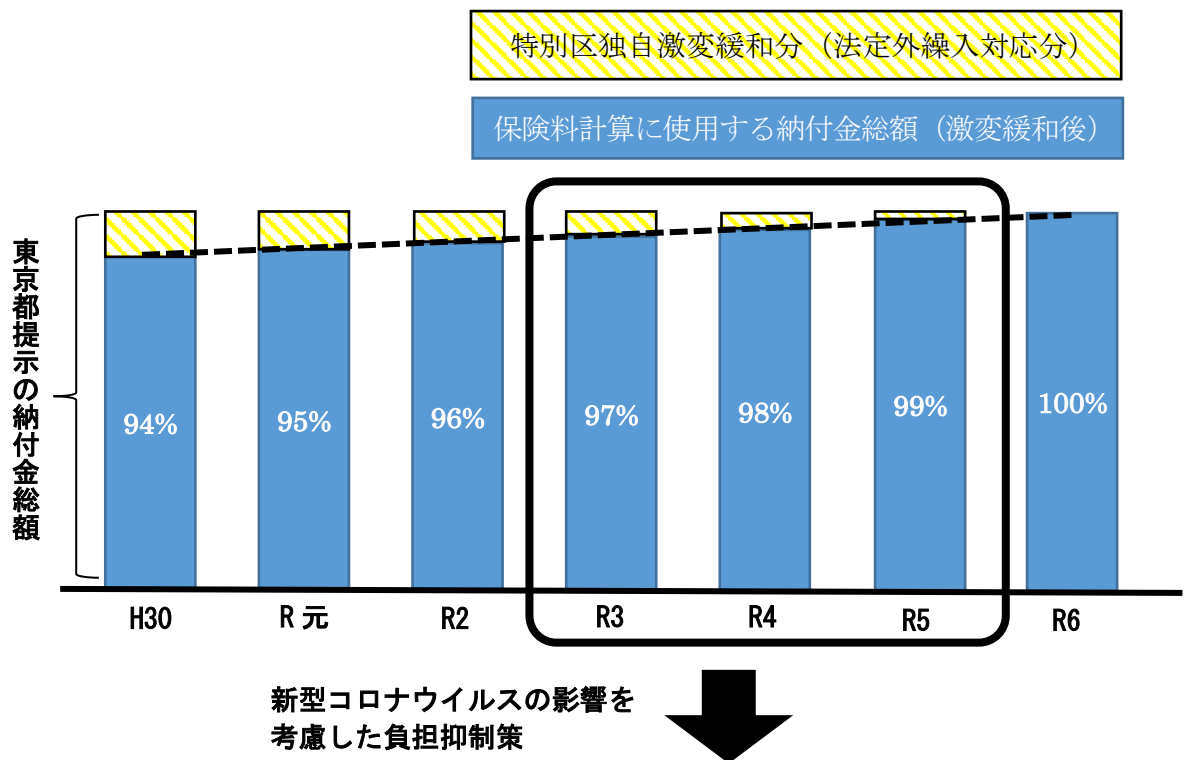
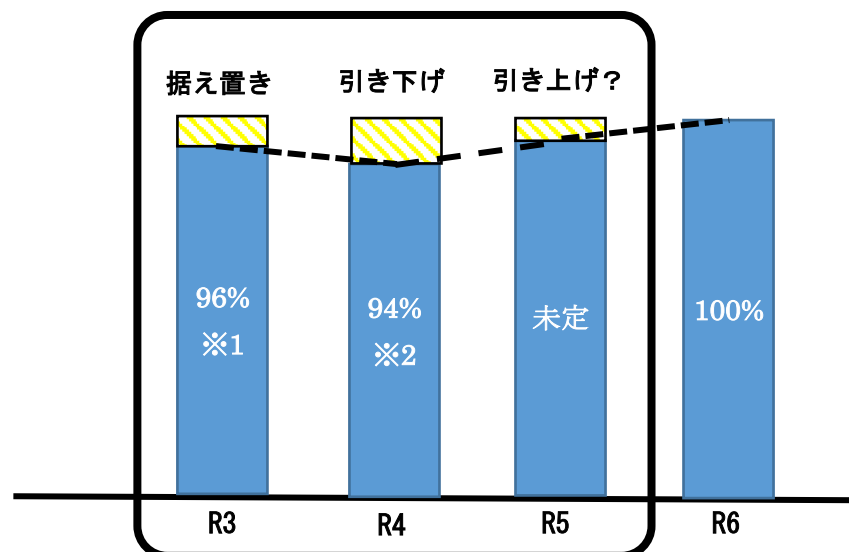


図2【負担抑制後の特別区独自激変緩和措置のイメージ図】



(3) 赤字削減・解消の取り組み

国は、平成30年度から原則6年を計画期間として赤字の削減・解消を求めている。東京都国民健康保険運営方針のなかでも赤字の削減・解消に向け、取り組むよう規定されており、特別区においても統一保険料方式の考え方のもと、6年間の赤字の削減・解消をめざしている。足立区としても保険料の上昇に配慮しながら、赤字の削減・解消計画を策定している。

【赤字削減・解消のための基本方針】

- ・ 保険料の収納率向上
- ・ 適正な保険料賦課（特別区独自の保険料激変緩和の毎年1%引き上げ）
- ・ 医療費の適正化

(4) 令和4年度特別区統一保険料率等案及び過去の保険料率等の推移
資料2参照

(5) 令和4年度国民健康保険料試算
資料3参照

1 特別区の推移

【医療分及び支援金分】

		令和4年度(案) ※1		令和3年度		令和2年度		令和元年度		平成30年度	
賦課割合 (所得割:均等割)		58:42		58:42		58:42		58:42		58:42	
保険料率等	所得割率	9.44%		9.54%		9.43%		9.49%		9.54%	
	医療分	7.16%	2.28%	7.13%	2.41%	7.14%	2.29%	7.25%	2.24%	7.32%	2.22%
	均等割額	55,300円		52,000円		52,800円		52,200円		51,000円	
	医療分	42,100円	13,200円	38,800円	13,200円	39,900円	12,900円	39,900円	12,300円	39,000円	12,000円
	賦課限度額	850,000円		820,000円		820,000円		800,000円		770,000円	
	医療分	650,000円	200,000円	630,000円	190,000円	630,000円	190,000円	610,000円	190,000円	580,000円	190,000円
1人あたり保険料		131,813円		124,989円		126,202円		125,174円		121,988円	
医療分	支援金分	100,322円	31,491円	93,389円	31,600円	95,473円	30,729円	95,640円	29,534円	93,287円	28,701円
保険料額 前年度との差	金額	+6,824円		-1,213円		+1,028円		+3,186円		+3,547円	
	月額	+568.7円		-101.1円		+85.7円		+265.5円		+295.6円	

※1 令和4年度の保険料率等は、特別区独自の激変緩和措置として、本来、納付金総額の97.3%を賦課総額とするべきところ、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う特殊な社会情勢に鑑み、医療分92.3%、支援金分97.3%、介護分97.3%、全体で94%相当の独自激変緩和措置を講じている。

【介護分】

		令和4年度(案) ※1		令和3年度		令和2年度		令和元年度		平成30年度	
賦課割合 (所得割:均等割)		58:42		58:42		57:43		54:46		53:47	
保険料率等	所得割率 ^{※2}	2.34% ^{※2}		2.20%		1.98%		1.69%		1.60%	
	均等割額	16,600円		17,000円		15,600円		15,600円		15,600円	
	賦課限度額	170,000円		170,000円		170,000円		160,000円		160,000円	

※2 介護分の所得割率は区によって異なる。記載の料率は、足立区独自の料率である。

2 特別区と足立区の1人あたり保険料(医療分および支援金分)の比較

	令和4年度(案)	令和3年度	3年度との差
特別区	131,813円	124,989円	+6,824円
足立区	117,783円	115,824円	+1,959円
特別区との差	-14,030円	-9,165円	-4,865円

※年金収入153万円及び給与収入98万円は、均等割のみ世帯の収入上限である。

1 年金受給者（65歳以上）1人世帯〔世帯主65歳のみ〕

年収	100万円	※153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
3年度保険料	15,600	15,600	86,438	192,238	270,942	351,078	432,168	513,258	597,210	687,840
4年度保険料	16,590	16,590	88,608	194,068	271,948	351,244	431,484	511,724	594,796	684,476
増加額	990	990	2,170	1,830	1,006	166	▲ 684	▲ 1,534	▲ 2,414	▲ 3,364
前年度比	1.063	1.063	1.025	1.010	1.004	1.000	0.998	0.997	0.996	0.995
均等割軽減対象	⑦:▲38,710	⑦:▲38,710	②:▲11,060							

2 年金受給者（65歳以上）2人世帯〔世帯主65歳+配偶者65歳・収入なし〕

年収	100万円	※153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
3年度保険料	31,200	31,200	96,838	244,238	322,942	403,078	484,168	565,258	649,210	739,840
4年度保険料	33,180	33,180	99,668	249,368	327,248	406,544	486,784	567,024	650,096	739,776
増加額	1,980	1,980	2,830	5,130	4,306	3,466	2,616	1,766	886	▲ 64
前年度比	1.063	1.063	1.029	1.021	1.013	1.009	1.005	1.003	1.001	1.000
均等割軽減対象	⑦:▲77,420	⑦:▲77,420	⑤▲55,300							

3 給与所得者（65歳未満）1人世帯〔世帯主35歳のみ〕

年収	※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
3年度保険料	15,600	27,908	136,906	203,686	274,282	350,602	426,922	507,058	592,918	683,548
4年度保険料	16,590	29,538	139,316	205,396	275,252	350,772	426,292	505,588	590,548	680,228
増加額	990	1,630	2,410	1,710	970	170	▲ 630	▲ 1,470	▲ 2,370	▲ 3,320
前年度比	1.063	1.058	1.018	1.008	1.004	1.000	0.999	0.997	0.996	0.995
均等割軽減対象	⑦:▲38,710	⑤▲27,650								

4 給与所得者（65歳未満）2人世帯〔世帯主35歳+配偶者35歳・収入なし〕

年収	※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
3年度保険料	31,200	53,908	168,106	255,686	326,282	402,602	478,922	559,058	644,918	735,548
4年度保険料	33,180	57,188	172,496	260,696	330,552	406,072	481,592	560,888	645,848	735,528
増加額	1,980	3,280	4,390	5,010	4,270	3,470	2,670	1,830	930	▲ 20
前年度比	1.063	1.061	1.026	1.020	1.013	1.009	1.006	1.003	1.001	1.000
均等割軽減対象	⑦:▲77,420	⑤▲55,300	②▲22,120							

5 給与所得者（65歳未満）3人世帯〔世帯主35歳+配偶者35歳・収入なし+子5歳・収入なし〕

年収	※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
3年度保険料	46,800	79,908	209,706	307,686	378,282	454,602	530,922	611,058	696,918	778,406
4年度保険料	41,475	71,013	194,616	288,346	358,202	433,722	509,242	588,538	673,498	763,178
増加額	▲ 5,325	▲ 8,895	▲ 15,090	▲ 19,340	▲ 20,080	▲ 20,880	▲ 21,680	▲ 22,520	▲ 23,420	▲ 15,228
前年度比	0.886	0.889	0.928	0.937	0.947	0.954	0.959	0.963	0.966	0.980
均等割軽減対象	⑦:▲116,130	⑤▲82,950	②▲33,180							

◆ 均等割軽減対象（令和3年度から変更なし）

7割軽減⑦（4年度） 基準額43万円+10万円×（給与所得者等の数（※1）-1）以下

5割軽減⑤（4年度） 基準額43万円+28.5万円×被保険者数（※2）+10万円×（給与所得者等の数（※1）-1）以下

2割軽減②（4年度） 基準額43万円+52万円×被保険者数（※2）+10万円×（給与所得者等の数（※1）-1）以下

※1 一定の給与所得者（給与収入55万円超）と公的年金等の支給（60万円超（65歳未満）または110万円超（65歳以上））を受ける者□

※2 同じ世帯の中で、国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む□

1 未就学児の被保険者均等割額の減額措置導入

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、以下のとおり未就学児の均等割保険料の軽減を令和4年度から実施する。

(1) 制度見直しの趣旨

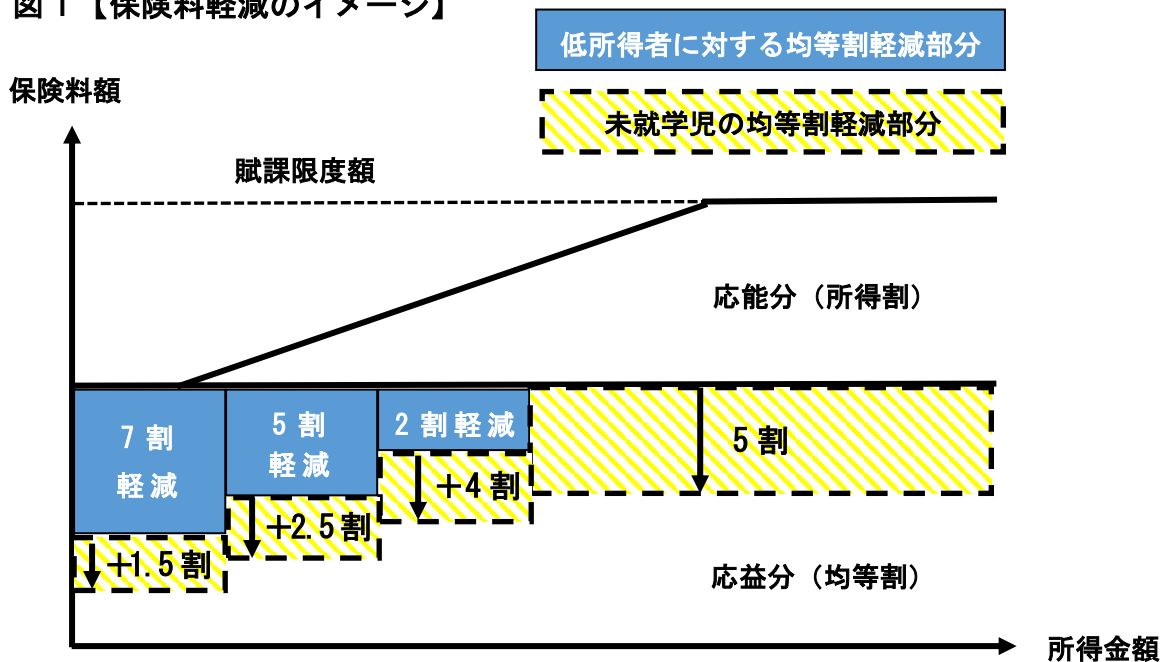
低所得者世帯に対しては、均等割保険料の軽減措置（7・5・2割軽減）が講じられているが、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国・地方の取り組みとして、未就学児の保険料均等割額軽減を実施する。

(2) 制度概要

	内容	備考
対象	全世帯の未就学児	区内対象者は3,811人 (令和4年1月末現在)
軽減割合	均等割保険料の5割(所得制限なし)	低所得者に係る保険料軽減制度の適用がある場合には、当該軽減後の均等割額からさらに5割軽減を行う ※1。
公費負担割合	国1/2、都1/4、 区1/4	国・都負担見込み額6,825万円 区負担見込み額2,275万円
施行時期	令和4年4月1日 (令和4年度分保険料)	—

※1 低所得者に係る保険料軽減の7割軽減が適用されている場合、軽減後の残りの3割部分をさらに5割軽減し、7割と1.5割の合計8.5割軽減となる。5割・2割軽減も同様(図1)。

図1 【保険料軽減のイメージ】



2 結核医療給付金の支給判定に係る課税対象者の年齢区分の変更

民法改正に伴い、成年年齢の引き下げが行われたことから、国民健康保険においても以下のとおり結核医療給付金の支給判定に係る課税対象者の年齢区分を引き下げる。

(1) 変更内容

20歳 → 18歳

3 保険料賦課限度額の変更

令和4年度保険料賦課限度額は、令和3年度の限度額に対し医療分が2万円、支援金分が1万円、合計3万円の増額となった。介護分は変更なし。

区分	4年度	3年度	増減
医療分	650,000円	630,000円	+20,000円
支援金分	200,000円	190,000円	+10,000円
介護分	170,000円	170,000円	±0円
合計	1,020,000円	990,000円	+30,000円

4 財政安定化基金の用途拡大

財政安定化基金とは、区市町村が負う保険料収納不足リスクや都道府県の財政運営の安定化・健全化を図ることを目的に、平成30年度の制度改革を機に国民健康保険法第81条の2に基づき設立された。

この度の法改正により、以下のとおり都道府県の財政調整機能がさらに強化された。

(1) 財政安定化基金に年度間の財政調整機能が付与された。

(2) 剰余金が生じた際に当該基金に積み立て、急激な医療費の上昇時などに納付金の上昇幅を抑えるなど、複数年での保険料の平準化に資する財政調整が可能となった。

1 保険料率等の改定（条例第 15 条の 4、第 15 条の 12、第 16 条の 4）

区 分		改正案	現 行	増減
医療分	所得割率	100 分の 7.16	100 分の 7.13	+0.03 p
	均等割額	42,100 円	38,800 円	+3,300 円
	賦課割合	53 : 47	55 : 45	—
支援金分	所得割率	100 分の 2.28	100 分の 2.41	▲0.13 p
	均等割額	13,200 円	13,200 円	±0 円
	賦課割合	53 : 47	54 : 46	—
合計	所得割率	100 分の 9.44	100 分の 9.54	▲0.10 p
	均等割額	55,300 円	52,000 円	+3,300 円
介護分	所得割率	100 分の 2.34	100 分の 2.20	+0.14 p
	均等割額	16,600 円	17,000 円	▲400 円
	賦課割合	55 : 45	53 : 47	—

※足立区国民健康保険条例改正案は、特別区の基準を適用して作成しているため、賦課割合が、特別区平均と異なる場合がある。

2 保険料賦課限度額の変更（条例第 15 の 8、第 15 条の 16）

区分	4 年度	3 年度	増 減
医療分	650,000 円	630,000 円	+20,000 円
支援金分	200,000 円	190,000 円	+10,000 円
介護分	170,000 円	170,000 円	±0 円
合計	1,020,000 円	990,000 円	+30,000 円

3 低所得者の保険料の減額（条例第 19 条の 2）

区 分		改正案	現 行	増 減
医療分	7 割減額	29,470 円	27,160 円	+2,310 円
	5 割減額	21,050 円	19,400 円	+1,650 円
	2 割減額	8,420 円	7,760 円	+660 円
支援金分	7 割減額	9,240 円	9,240 円	±0 円
	5 割減額	6,600 円	6,600 円	±0 円
	2 割減額	2,640 円	2,640 円	±0 円
介護分	7 割減額	11,620 円	11,900 円	▲280 円
	5 割減額	8,300 円	8,500 円	▲200 円
	2 割減額	3,320 円	3,400 円	▲80 円

4 未就学児の被保険者均等割額減額の新設（条例第 19 条の 4）

（1）軽減割合

【既存】低所得者に係る 保険料軽減割合	【新設】未就学児の均等割 保険料軽減割合	最終的な保険料 軽減割合
軽減なし（ア）	基礎賦課額（ア）から 5割軽減	0割 + 5割 = 5割軽減
基礎賦課額から 7割軽減 （イ）	基礎賦課額から 7割軽減後 の 3割分（イ）をさらに 5割 軽減（1.5割軽減）	7割 + 1.5割 = 8.5割軽減
基礎賦課額から 5割軽減 （ウ）	基礎賦課額から 5割軽減後 の 5割分（ウ）をさらに 5割 軽減（2.5割軽減）	5割 + 2.5割 = 7.5割軽減
基礎賦課額から 2割軽減 （エ）	基礎賦課額から 2割軽減後 の 8割分（エ）をさらに 5割 軽減（4割軽減）	2割 + 4割 = 6割軽減

(2) 軽減額（介護分は対象が40歳以上64歳未満のため、軽減対象外）

区分	均等割額 ※1	低所得者軽減		未就学児 軽減額	軽減額 合計
		軽減割合	軽減額		
医療分	42,100円	7割	29,470円	6,315円	35,785円
		5割	21,050円	10,525円	31,575円
		2割	8,420円	16,840円	25,260円
		軽減なし	0円	21,050円	21,050円
支援金分	13,200円	7割	9,240円	1,980円	11,220円
		5割	6,600円	3,300円	9,900円
		2割	2,640円	5,280円	7,920円
		軽減なし	0円	6,600円	6,600円

※1 均等割額は令和4年度の金額を使用

5 結核医療給付金の支給判定に係る課税対象者の年齢区分変更（条例第12条）

変更前：20歳

変更後：18歳

6 その他条例改正

その他にも、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部改正する法律の施行に伴い、文言の追加等があることから新旧対照表を付けさせていただきますのでご覧ください。

【対象条文】

- ・ 条例第14条の3
- ・ 条例第15条の9

足立区国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>○足立区国民健康保険条例 昭和34年11月20日条例第11号</p> <p>目次から第11条（略）</p> <p>（結核・精神医療給付金）</p> <p>第12条 結核医療給付金は、被保険者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第37条の2第1項（同法第64条第1項の規定により、読み替えられる場合を含む。）の規定による負担において医療に関する給付を受ける場合であつて、次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める者が、第3項に定める結核医療給付金の申請のあつた月の属する年度（当該申請のあつた月が4月又は5月の場合にあつては、前年度）分の特別区民税（市町村民税を含むものとし、地方税法（昭和25年法律第226号）第328条の規定によつて課する所得割を除く。以下この条において同じ。）が課されない者（条例の定めるところにより当該特別区民税を免除された者を含む。）である場合に支給する。</p> <p>（1） 20歳以上の被保険者 当該被保険者</p> <p>（2） 20歳未満の被保険者 当該被保険者の属する世帯の世帯主</p> <p>2～6 （略）</p> <p>第13条～第14条の2（略）</p> <p>（一般被保険者に係る基礎賦課総額）</p> <p>第14条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第19条の2 _____ の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額す</p>	<p>○足立区国民健康保険条例 昭和34年11月20日条例第11号</p> <p>目次から第11条（略）</p> <p>（結核・精神医療給付金）</p> <p>第12条 結核医療給付金は、被保険者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第37条の2第1項（同法第64条第1項の規定により、読み替えられる場合を含む。）の規定による負担において医療に関する給付を受ける場合であつて、次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める者が、第3項に定める結核医療給付金の申請のあつた月の属する年度（当該申請のあつた月が4月又は5月の場合にあつては、前年度）分の特別区民税（市町村民税を含むものとし、地方税法（昭和25年法律第226号）第328条の規定によつて課する所得割を除く。以下この条において同じ。）が課されない者（条例の定めるところにより当該特別区民税を免除された者を含む。）である場合に支給する。</p> <p>（1） 18歳以上の被保険者 当該被保険者</p> <p>（2） 18歳未満の被保険者 当該被保険者の属する世帯の世帯主</p> <p>2～6 （略）</p> <p>第13条～第14条の2（略）</p> <p>（一般被保険者に係る基礎賦課総額）</p> <p>第14条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第19条の2 及び第19条の4 の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額す</p>

改正前	改正後
<p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第15条の4 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の7.13</u> (一般被保険者に係る基礎賦課総額の<u>100分の55</u>に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。)第32条の9に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)</p> <p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>3万8,800円</u>(一般被保険者に係る基礎賦課総額の<u>100分の45</u>に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)</p> <p>第15条の5～第15条の7 (略)</p> <p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第15条の8 第14条の4又は第15条の5の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第14条の4の基礎賦課額と第15条の5の基礎賦課額との合算額をいう。第19条及び第19条の2 _____において同じ。)は、<u>63万円</u>を超えることができない。</p> <p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)</p> <p>第15条の9 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第19条の2 _____の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含</p>	<p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第15条の4 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の7.16</u> (一般被保険者に係る基礎賦課総額の<u>100分の53</u>に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。)第32条の9に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)</p> <p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>4万2,100円</u>(一般被保険者に係る基礎賦課総額の<u>100分の47</u>に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)</p> <p>第15条の5～第15条の7 (略)</p> <p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第15条の8 第14条の4又は第15条の5の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第14条の4の基礎賦課額と第15条の5の基礎賦課額との合算額をいう。第19条、第19条の2 <u>及び第19条の4</u>において同じ。)は、<u>65万円</u>を超えることができない。</p> <p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)</p> <p>第15条の9 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第19条の2 <u>及び第19条の4</u>の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含</p>

改正前	改正後
<p>第15条の13～第15条の15（略）</p> <p>（後期高齢者支援金等賦課限度額）</p> <p>第15条の16 第15条の10又は第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額と第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第19条及び第19条の2 _____において同じ。）は、19万円を超えることができない。</p> <p>第16条～第16条の3（略）</p> <p>（介護納付金賦課額の保険料率）</p> <p>第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 所得割 100分の2.20（介護納付金賦課総額の100分の53に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数）</p> <p>（2） 被保険者均等割 被保険者1人につき 1万7,000円（介護納付金賦課総額の100分の47に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額）</p> <p>第16条の5～第18条（略）</p>	<p>第15条の13～第15条の15（略）</p> <p>（後期高齢者支援金等賦課限度額）</p> <p>第15条の16 第15条の10又は第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額と第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第19条、第19条の2 及び第19条の4において同じ。）は、20万円を超えることができない。</p> <p>第16条～第16条の3（略）</p> <p>（介護納付金賦課額の保険料率）</p> <p>第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 所得割 100分の2.34（介護納付金賦課総額の100分の55に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数）</p> <p>（2） 被保険者均等割 被保険者1人につき 1万6,600円（介護納付金賦課総額の100分の45に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額）</p> <p>第16条の5～第18条（略）</p>

改正前	改正後
<p>(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は、被保険者数の異動等があつた場合)</p> <p>第19条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生した場合、1世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少した場合、1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった場合又は法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった場合における当該納付義務者に係る第14条の4若しくは第15条の5の額、第15条の10若しくは第15条の13の額、第16条の2の額又は次条各号に定める額_____の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、被保険者数が増加若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)、1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日又は特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。</p> <p>2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第14条の4若しくは第15条の5の額、第15条の10若しくは第15条の13の額、第16条の2の額又は次条各号に定める額_____の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもって行う。</p> <p>(_____保険料の減額)</p> <p>第19条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4又は第15条の5の基礎賦課額から、それぞれ当該各号のアに定</p>	<p>(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は、被保険者数の異動等があつた場合)</p> <p>第19条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生した場合、1世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少した場合、1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった場合又は法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった場合における当該納付義務者に係る第14条の4若しくは第15条の5の額、第15条の10若しくは第15条の13の額、第16条の2の額又は次条各号に定める額若しくは第19条の4各号に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、被保険者数が増加若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)、1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日又は特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。</p> <p>2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第14条の4若しくは第15条の5の額、第15条の10若しくは第15条の13の額、第16条の2の額又は次条各号に定める額若しくは第19条の4各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもって行う。</p> <p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第19条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4又は第15条の5の基礎賦課額から、それぞれ当該各号のアに定</p>

改正前	改正後
<p>める額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)及び第15条の10又は第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに第16条の2の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(同法第317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額又は同法第313条第5項に規定する事業専従者控除額については、同条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適</p>	<p>める額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)及び第15条の10又は第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が20万円を超える場合には、20万円)並びに第16条の2の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(同法第317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額又は同法第313条第5項に規定する事業専従者控除額については、同条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適</p>

改正前	改正後
<p>用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の算定についても同様とする。以下この条において同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この号、次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者</p> <p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>2万</u></p>	<p>用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の算定についても同様とする。以下この条において同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この号、次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者</p> <p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>2万</u></p>

改正前	改正後
<p><u>7,160円</u></p> <p>イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 9,240円</p> <p>ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>1万1,900円</u></p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に28万5,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において、その世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者</p> <p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>1万9,400円</u></p> <p>イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 6,600円</p> <p>ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>8,500円</u></p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に52万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において、その世帯に属する被保険者の数と特定</p>	<p><u>9,470円</u></p> <p>イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 9,240円</p> <p>ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>1万1,620円</u></p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に28万5,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において、その世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者</p> <p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>2万1,050円</u></p> <p>イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 6,600円</p> <p>ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>8,300円</u></p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に52万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において、その世帯に属する被保険者の数と特定</p>

改正前	改正後
<p>同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者</p> <p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 7,760円</p> <p>イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 2,640円</p> <p>ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 3,400円</p>	<p>同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者</p> <p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 8,420円</p> <p>イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 2,640円</p> <p>ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 3,320円</p>
<p>第19条の3 (略)</p>	<p>第19条の3 (略)</p>
	<p><u>(未就学児の被保険者均等割額の減額)</u></p> <p><u>第19条の4 当該年度において、納付義務者の属する世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の被保険者均等割額(第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</u></p> <p><u>(1) 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</u></p> <p><u>ア 第19条の2第1号アに規定する金額を減額した世帯 6,315円</u></p> <p><u>イ 第19条の2第2号アに規定する金額を減額した世帯 1万525円</u></p> <p><u>ウ 第19条の2第3号アに規定する金額を減額した世帯 1万6,840円</u></p> <p><u>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 2万1,050円</u></p> <p><u>(2) 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</u></p> <p><u>ア 第19条の2第1号イに規定する金額を減額した世帯 1,980円</u></p> <p><u>イ 第19条の2第2号イに規定する金額を減額した世帯 3,300円</u></p> <p><u>ウ 第19条の2第3号イに規定する金額を減額した世帯 5,280円</u></p> <p><u>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 6,600円</u></p>

改正前	改正後
<p>第20条～第29条（略）</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第10条（略）</p>	<p>第20条～第29条（略）</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第10条（略）</p> <p><u>付 則（令和4年●月●●日条例第●●号）</u></p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p>1 <u>この条例は、令和4年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>（経過措置）</u></p> <p>2 <u>この条例による改正後の足立区国民健康保険条例第14条の3、第15条の4、第15条の8、第15条の9、第15条の12、第15条の16、第16条の4、第19条、第19条の2及び第19条の4の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。</u></p>

(Ⅱ) 足立区柔道整復療養費案件調査委員会条例の廃止について

1 廃止理由

平成29年に厚生労働省から発出された「柔道整復師の施術に係る算定基準の実施上の留意事項」一部改正により、都道府県国民健康保険団体連合会（以下、国保連）に設置される柔道整復療養費審査委員会（以下、審査委員会）の権限が強化され、審査委員会にて施術所調査をすることが可能となりました。

これにより東京都国保連の審査委員会では、平成31年より施術者と面接を行い、施術内容を確認する取り組みが開始されました。

足立区における柔道整復療養費の申請件数及び費用額につきましては、10年前の約半分以下にまで減少しており、権限強化された東京都国保連の審査委員会の取り組みにて、足立区柔道整復療養費案件調査委員会の代替が可能であることから、同委員会を廃止いたします。

2 実施（廃止）年月日

令和4年3月31日

3 柔道整復療養費 年度別推移（過去10年）

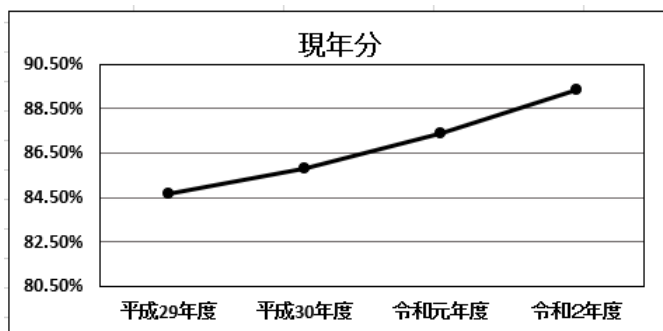
年度	件数	費用額(千円)	1件あたりの 費用額(円)
H23	133,718	1,520,747	11,400
H24	135,976	1,510,109	11,100
H25	131,000	1,417,953	10,800
H26	127,543	1,354,830	10,600
H27	119,460	1,238,222	10,400
H28	108,164	1,094,742	10,121
H29	95,601	945,328	9,888
H30	85,480	837,812	9,801
R元	77,470	747,102	9,644
R2	61,579	603,568	9,802

II 報告事項

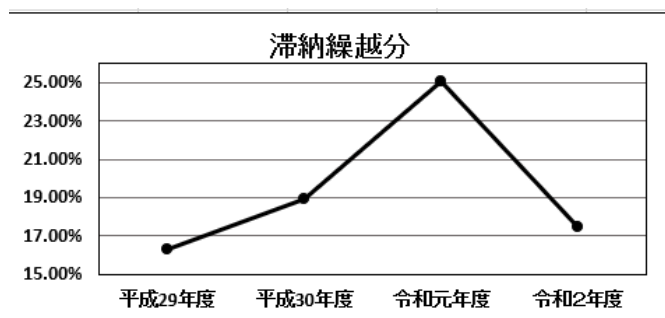
1 保険料の収納状況及び収納率向上に向けた取り組みについて

(1) 平成29年度から令和2年度の国民健康保険料収納状況

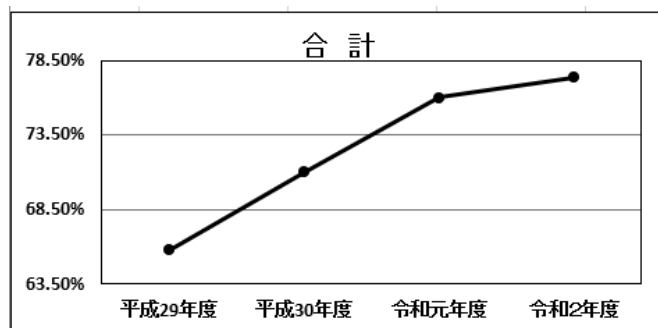
※ 平成29年度～令和2年度は年度末決算数値、令和3年度は12月末現在の数値



	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度 (12 月末現在)
現年分	84.64%	85.78%	87.36%	89.32%	56.75%



	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度 (12 月末現在)
滞納繰越分	16.30%	18.92%	25.07%	17.49%	17.29%



	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度 (12 月末現在)
合計	65.81%	70.96%	75.99%	77.33%	51.15%

(2) 口座振替の勧奨

口座振替加入世帯の増加に向けて、普通徴収の納付方法を原則口座振替としている（年金からの引き落としを除く）。口座振替加入世帯の増を目指し、口座振替新規加入促進キャンペーンを行った。

対前年同月（12月末）比で口座振替加入世帯数は減少し、新規開始は578世帯の減、加入率は0.59ポイントの増となっている。

国保加入世帯に対する口座振替加入率等

時期	加入率 (%)	口座振替加入世帯 (件)	全加入世帯 (件)	口座振替開始件数 (件)	
3年 12月 (A)	39.48	36,473	99,834	4,495	【内訳】 ペイジー 1,071 口座依頼書 3,424
2年 12月 (B)	38.89	36,933	102,677	5,073	【内訳】 ペイジー 1,509 口座依頼書 3,564
前年比 (A-B)	0.59	▲460	▲2,843	▲578	【内訳】 ペイジー ▲438 口座依頼書 ▲140

※加入率は、全加入世帯から年金天引き世帯（特別徴収世帯）を除いている。

(3) 差押実績

令和3年度の年間目標100件に対して、12月末現在189件の差押は対前年同月（12月末）と比べ、186件の増であり、年度末までに新型コロナウイルス感染症の影響に配慮しつつ継続して実施していく。差押の主なものは、預貯金、生命保険である。

差押実績

単位：件

年度	差押件数	前年度比
令和元年度	501	△137
令和2年度	59	△442
令和2年（12月末現在）	3	△295
令和3年（12月末現在）	189	+186

(4) 無財産による執行停止

国民健康保険料滞納処分の執行停止取扱基準を平成27年1月22日から施行しており、この基準に基づき、年間目標8,000件に対して12月末現在で1,759件の執行停止を実施した(令和2年度の12月末実績は9,052件)。生活状況を把握し、適切な見極めを行いながら処理をしている。

(5) 納付案内センターの運営状況

足立区納付案内センターでは、区が委託した民間事業者が、土・日・祝日及び夜間も含めて、電話または訪問による納付案内を行っている。

【納付案内等実績(4~12月/上段:国民健康保険料、下段:全債権)】

① 電話

架電日数	架電件数	折衝件数	納付約束件数
109日	13,341件	2,499件	1,075件
206日	57,865件	12,411件	7,194件

② 訪問

訪問日数	訪問件数	折衝件数	納付約束件数
0日	0件	0件	0件
0日	0件	0件	0件

③ 4~10月に電話または訪問して納付案内し、12月31日までに納付された件数及び金額

(電話・訪問)

件数	金額
674件	13,806,363円
4,081件	143,976,596円

(6) 今後の取り組み

足立区の収納率は令和2年度に特別区12位へ上昇(令和元年度は13位)したものの、依然として一般会計からの繰り入れが続いている。赤字の解消を区民負担に重く求めないよう保険料の上昇に配慮しつつ、健全な財政運営のため、国民健康保険料収納率向上3年計画をはじめとした適正かつ公平な徴収により、さらに収納率を向上させ赤字解消と23区順位の向上を図っていく。

ア 国民健康保険料収納率向上3年計画(令和2~令和4年度)3年目

第一次国民健康保険料収納率向上3年計画は令和元年度で終了し、令和2年度から令和4年度については第二次として進行中である。引き続き新型コロナウイルス感染症の影響に配慮しつつ、収入未済額の圧縮や短期時効(2年)を見据えた現年度収納率の向上に、総合的な知識を備えた滞納整理専門員と一丸となり取り組んでいく。

イ 収納率向上のためのさらなる取り組み

(ア) 現年分から新規に発生した高額滞納事案は、早期の滞納処分を行う。

(イ) 全滞納額の4割を占める30万円以上の高額滞納事案の滞納処分に優先して取り組む。

(ウ) 給料差押等により差押を強化する。

(エ) 資格の適正化（社会保険と国民健康保険の二重加入の解消）と住民票職権削除により、調定額を圧縮する。

2 ジェネリック医薬品の普及について

(1) ジェネリック医薬品希望シール等の配付

これまでに引き続き、令和3年9月の被保険者証一斉更新に際し、ジェネリック医薬品の普及・啓発を図るため、希望シールとパンフレット、ジェネリック医薬品啓発文を刷り込んだ保険証ケースを作成し、被保険者証に同封して送付した。その後も継続して、新規加入者と希望する区民の方へ、希望シールとパンフレットを配付している。

(2) ジェネリック医薬品利用差額通知の発送

薬剤料の支払があった月	通知日	発送数 (人)	差額の 最高額 (円)	1件(人) 当たりの 平均額 (円)
令和3年4月	令和3年10月8日	5,841	10,123	552
令和3年11月	令和4年2月18日	5,730	7,331	523

ア 内容

国民健康保険被保険者に対して、服用中の薬をジェネリック医薬品に変えた場合の薬代の自己負担額の差額をお知らせする。

イ 通知対象者

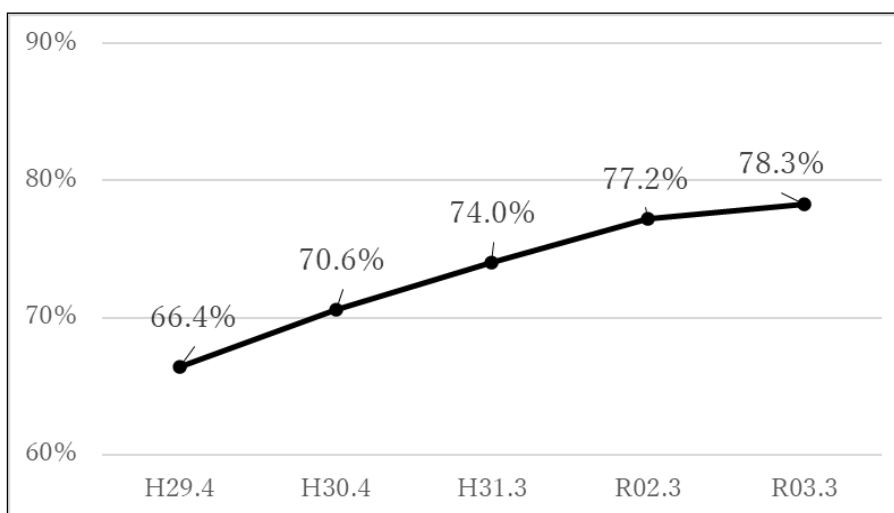
薬剤料の支払いがあり、次の条件に該当する国民健康保険の被保険者。

- ① 生活習慣病・慢性疾患を中心とした薬剤の投与を受けた方(対象とする医薬品は薬効分類中、強心剤、血圧降下剤、血管拡張剤、高脂血症用剤、副腎ホルモン剤、糖尿病用剤、鎮痛・鎮痒・収斂・消炎剤)。
- ② ジェネリック医薬品に切り替えることで、一月あたり100円以上の差額が見込まれる方。

※すでにジェネリック医薬品を使用されている方は対象外

(3) 区内のジェネリック医薬品普及状況

ア 足立区国保におけるジェネリック医薬品使用率



※数値は足立区国民健康保険一般被保険者分の推移

イ 削減効果推計

年 度	削減効果額
令和元年度	約 13 億 3,584 万円 ・区（保険者）約 9 億 3,509 万円（7割負担） ・区民 約 4 億 0,075 万円（3割負担）
令和2年度	約 13 億 2,913 万円 ・区（保険者）約 9 億 3,039 万円（7割負担） ・区民 約 3 億 9,874 万円（3割負担）

※使用されたジェネリック医薬品がすべて先発医薬品だった場合の金額との差を推計

ウ 区市町村別ジェネリック医薬品使用率

厚生労働省から令和2年度の区市町村別の使用率が公表された。

23区順位	1位	2位	3位	4位	5位
区名	江戸川	足立	葛飾	板橋	北
使用率 (令和3年3月末現在)	82.5%	82.3%	81.4%	79.9%	79.8%

出典：厚生労働省調剤医療費（電算処理分）の動向より

【参考】令和2年度使用率 東京都 78.4%、全国 82.1%

<参考>医療用医薬品の供給不足について

昨年、一部の後発医薬品製造販売企業の製造管理等に不備があったことを発端として、医療機関及び薬局において必要な量の医薬品を入手することが困難な状況になっております。このような状況を踏まえ、厚生労働省では供給量に関するデータ解析を行い、医薬品の安定供給体制が早期に再構築できるよう、関係団体に対応を求めています。

3 特定健診・特定保健指導の実施状況について

(1) 特定健診

ア 令和3年度実施期間

令和3年5月12日～令和4年1月31日

イ 特定健診の受診率向上の取り組み

- ① あだち広報、国保だより、国保のてびきに記事掲載
- ② ホームページ、Aメール、Twitterによるお知らせ
- ③ 未受診者への勧奨リーフレット発送（11月：23,565通）
- ④ 住区センターにポスター掲出
- ⑤ ビュー坊テレビ（区内9か所）にて国保連作成の電子掲示板用ポスターを放映（10月～12月）
- ⑥ 小学6年生、中学3年生の教材作成
- ⑦ 区内小中学校（全校生徒）の保護者向けチラシ配布
- ⑧ 早期受診キャンペーン（9月30日までの受診でカタログギフト抽選）
- ⑨ 地域包括支援センターに案内チラシ送付

ウ 特定健診の受診状況

令和2年度 対象者数 94,549人、受診者数 36,942人

特定健診実施計画		第2期		第3期		
年度		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
特定健診 受診率	目標	57%	60%	47%	50%	53%
	実績	43.8%	43.9%	43.1%	42.6%	39.1%

※実績は法定報告値（当該年度中に資格異動のなかった被保険者における割合）

【参考】令和2年度受診率 特別区 38.9%、東京都 40.8%

(2) 特定保健指導の実施状況

令和2年度 対象者数 4,109人、終了者数 217人

特定健診実施計画		第2期		第3期		
年度		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
特定保健指導 終了率	目標	49%	60%	20%	25%	30%
	実績	8.1%	6.9%	10.3%	5.4%	5.3%

※実績は法定報告値（当該年度中に資格異動のなかった被保険者における割合）

【参考】令和2年度終了率 特別区 13.5%、東京都 14.2%

4 国民健康保険業務外部化の進捗状況について

(1) 契約の経緯

国民健康保険業務委託については、平成26年度から平成30年度までを第1期、平成31年度（令和元年度）から令和5年度までを第2期として委託契約を締結している。なお、第2期委託契約は、委託範囲を2分割し、2つの事業者が業務を請け負っている。

【第1期】

- ・ 平成26年度～平成27年度 サービス設計委託
- ・ 平成27年度 業務運営の半分程度を派遣で実施
- ・ 平成28年度～平成30年度 業務運営委託

【第2期】

- ・ 平成30年度 業務委託開始の準備及び業務引き継ぎ
- ・ 平成31年度（令和元年度）～令和5年度 業務運営委託

(2) 業務運営委託の現状

ア 委託対象業務

業務区分	係名	業務内容
対象業務1	庶務	統計資料作成・報告、補助金申請補助、証明書発行 等
	資格賦課	加入・脱退届出受付、保険証発行、保険料計算 等
	収納管理	保険料収納、督促状発送、過誤納還付、保険料充当 等
	滞納整理	窓口一次受付、財産調査 等
	保健事業	特定健診受診券作成・発行、補助金申請補助 等
対象業務2	給付	高額療養費申請受付、限度額認定証発行 等
	システム	国保システム運用、システム関連各種調整 等

イ 受託事業者

対象業務1 パーソルテンプスタッフ株式会社

対象業務2 株式会社DACS

ウ 運営状況

平成31年度（令和元年度）より一部受託事業者が変更となったが、ここまで安定した運営が行われている。

特に、窓口の平均待ち時間については、受付件数が最も多い資格賦課で、平成29年12月期に平均2分30秒であったものが、令和3年12月期では23秒と大幅に待ち時間が短縮できている。

(3) 足立区国民健康保険業務等委託評価委員会の実施

業務の履行状況を確認するため、外部委員を含めた「国民健康保険業務等委託評価委員会」を毎年開催している。当評価委員会は、平成30年度から地方自治法第138条の4第3項で定められた区の附属機関となり、区長の諮問をもとに本委員会で協議を行い、その結果を区長宛てに答申している。

令和3年度の評価結果は、50点満点中パーソルテンプレスタッフが46.8点、DACSが46.8点と合格点をいただいた。

なお、評価委員会における主な質問、感想等は、以下のとおりである。

【主な質問、感想等】

- ・ 出退勤の管理方法について
- ・ 産休、育休、介護休暇等の取得状況について
- ・ 有期、無期の雇用形態及び配置転換等について
- ・ 引き続き、女性従事者に配慮した、働きやすい環境づくりに努めてほしい。

(4) これまでの成果

ア 評価指標設定による業務目標の可視化

委託品質を確認するためモニタリング指標を設定し、各業務の目標値を明確にした。

- ・ 指標として、窓口待ち時間、正確性、習熟度を定めている。
- ・ 各指標とも目標を達成している。

イ 業務の可視化

業務マニュアル・フローの作成により各業務が可視化され、業務の標準化が図れた。

ウ 滞納整理業務の強化

外部化により生み出された人材の一部を滞納整理業務へ集中的に配分し、業務の強化を図った。

エ セキュリティ対策の強化

媒体の管理や紙の廃棄をルール化しセキュリティ対策の強化を図った。

5 新型コロナウイルス感染症対策について

(1) 新型コロナウイルス感染症に係る保険料の減免について

ア 対象者

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合など一定の基準を満たした方

イ 実績（令和4年1月末現在）

申請件数	2,414 件
減免件数	1,435 件
不承認件数	916 件
減免金額	274,601,494 円

(2) 傷病手当金の給付について

ア 対象者

給与等の支給を受ける被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に罹患等（感染又は発熱等症状により感染が疑われる場合を含む）し、療養のために労務に服することができず、給与の全部または一部を受け取ることができなかった方

イ 申請状況（令和4年1月末現在）

問合せ	266 件
申請書送付	262 件
受付	138 件
支給決定	138 件
支給金額	7,721,774 円

6 高額療養費支給申請手続きの簡素化について

(1) 概要

高額療養費制度とは、一か月に支払った医療費の一部負担金が当該世帯の負担限度額を超えたときに、申請により超えた分が支給される制度である。

令和3年3月、国民健康保険法施行規則の一部改正により、高額療養費の支給申請について、手続きを簡素化することが可能となった。

当区においても、被保険者の負担軽減を図るため、初回申請書の提出により以降の申請手続きを省略することとした。

(2) 実施時期

令和3年10月発行の申請書を初回申請書として実施

(3) 実施経過

支給月	支給件数	申請書	
		申請書	自動支給※
令和3年11月	3,502	3,502	
12月	3,742	2,293	1,449
令和4年1月	4,237	1,334	2,903
2月	4,137	1,653	2,484

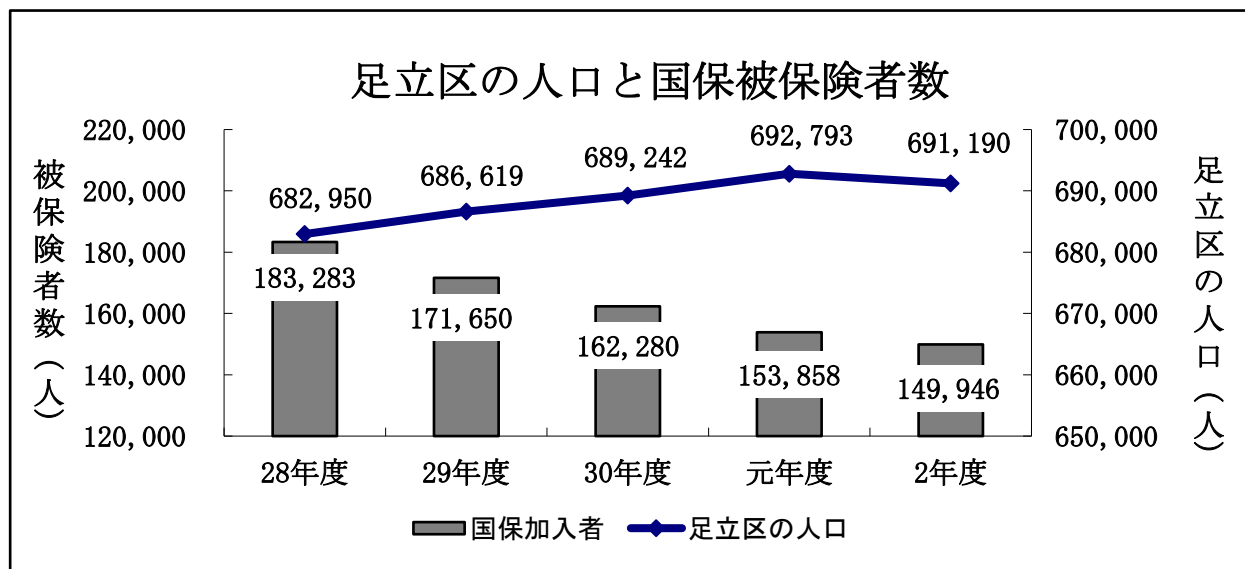
※初回申請書の提出により、申請手続き不要で支給される件数

(4) 簡素化対象世帯数（初回申請書の提出世帯数）

6,307世帯（令和4年1月31日現在）

7 国民健康保険被保険者数及び一人あたり医療費の推移について

被保険者数の年度別推移について



※足立区人口における2年度国保加入者の割合は21.69%で、前年度比3,912人の減である。

(年度末現在)

年度	足立区		国民健康保険加入者		加入率		一世帯あたり
	世帯数	人口	世帯数	被保険者数	世帯数	被保者数	被保険者数
	世帯	人	世帯	人	%	%	人
28	337,238	682,950	116,108	183,283	34.43%	26.84%	1.58
29	343,212	686,619	111,393	171,650	32.46%	25.00%	1.54
30	348,910	689,242	107,570	162,280	30.83%	23.54%	1.51
元	355,500	692,793	103,978	153,858	29.25%	22.21%	1.48
2年	359,159	691,190	102,437	149,946	28.52%	21.69%	1.46
※3年	359,923	689,106	99,834	144,704	27.74%	21.00%	1.45

※参考数値。令和3年12月末現在の各数値である。

被保険者一人・一世帯あたり医療費(療養諸費)の年度別推移について

年度	件数	費用額 (千円)	一人あたり費用額 (円)	一世帯あたり費用額 (円)	費用額対前年比
28	3,139,845	62,174,163	324,783	519,421	95.34%
29	2,910,790	58,468,950	329,069	512,899	94.04%
30	2,768,133	55,552,347	330,998	504,393	95.01%
元年	2,630,116	54,495,021	344,162	513,721	98.10%
2年	2,299,379	51,751,201	339,867	500,147	94.97%
※3年	2,417,816	55,597,037	384,212	556,895	107.43%

※参考数値。令和4年1月末までの1か月あたりの平均値を12掛算した推計値である。

Ⅲ 足立区国民健康保険運営協議会委員名簿

令和3年7月21日現在
 (任期：令和6年3月31日まで)
 (敬称略・代表区分ごとの50音順)

代表区分	氏名	備考
被 保 険 者	宇佐美 明	被保険者
	北 島 小夜子	被保険者
	小 島 千恵子	被保険者
	高 橋 絹 江	被保険者
	中 村 重 男	被保険者
	森 下 秀 重	被保険者
保 険 医 ・ 保 険 薬 劑 師	泉 谷 明 香	足立区歯科医師会
	太 田 重 久	足立区医師会
	長 山 真 美	足立区薬剤師会
	倉 田 聡	足立区歯科医師会
	高 田 潤	足立区医師会
	早 川 貴美子	足立区医師会
公 益	芦 川 武 雄	足立区議会議員待遇者
	大 竹 さよこ	足立区議会議員
	杉 本 ゆ う	足立区議会議員
	瀬 田 富 男	足立区議会議員待遇者
	西の原 えみ子	足立区議会議員
	羽 住 奎	足立区町会・自治会連合会
保 険 者 被 用 者 保 険 等	猿 田 康 悦	ドッドウェル健康保険組合常務理事
	田 端 直 樹	マルハン健康保険組合常務理事
	信 田 雅 彦	ダイドーリミテッド健康保険組合常務理事